

# 中国税政連

特別企画

宮沢  
洋

自由民主党  
税制調査会長に聞く



中国税理士政治連盟

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL (082) 246-0088 FAX (082) 245-8377

E-mail:zeiseiren@chuzei.or.jp

interview

特別企画

宮沢洋一

自由民主党税制調査会長に聞く



中国税政連広報委員会は、平成二十九年二月十一日（土）の午後、平成二十九年度税制改正大綱作成のキーマンである宮沢洋一自由民主党税制調査会長を訪問し、福山市の事務所にてインタビューを行った。

宮沢洋一後援会から齋藤慎悟後援会長と若松繁夫幹事長が出席され、岡本倫明広報委員長の進行により、税制改正大綱を皮切りに、消費税、今後の海外税制の見直しなど、今最も注目されている事項についてお聞きした。

——本日は、今年五月発行予定の中国税理士政治連盟機関誌第五十一号の特別企画として、自由

民主党税制調査会長である宮沢洋一先生へのインタビューをお願いしましたところ、公務ご多忙の折にもかかわらずご快諾をいただきまして、誠にありがとうございます。先生は、地元福山市のご出身であり、伯父様が宮沢喜一元総理大臣でいらっしゃる後援会も二代に亘っており、私たち中国税政連にとっても大変ご縁のある先生です。

また、このインタビューの実現に際しまして齋藤後援会長、若松幹事長に大変なお骨折りをいただき

きました。心から感謝申し上げます。

〈宮沢〉 こちらこそよろしくお願ひいたします。先日、機関誌創刊号に掲載された伯父とのインタビュー記事を拝見しました。昭和六十一年と時代を感じさせる内容で、今の税制の成り立ちと中小企業の実情について書かれており、興味深く読ませていただきました。場所は恐らく大蔵省の大臣室だと思います。自民党本部や議員会館はそんなに重厚な設えではないのですよ。

——当時、福山支部の土屋 孟さんが中税政の幹事長をされていて、現場で中心となってインタ

ビューされていたとお聞きしています。先生はその時は喜一先生の秘書をなされていたのでしょうか。

〈宮沢〉 いえ、平成三年に秘書官になりましたので、その時はまだ役所勤めでしたね。

——今回の税制改正大綱を拝見いたしました。また、これに先立ちまして、税理士会の税制改正要望についてもお示しさせていただいたところ。さて、一か月の間に百数十頁ある大綱を作成するということは、大変な難作業で様々な団体の利害も調整する必要もあるかと思えます。先生をはじめ税調メンバーによるハードワーク

によるものでしょうけれども、やはり相当な時間と労力がかけられているのでしょうか。

〈宮沢〉 はい、税制改正大綱というのには実は三部作なのです。第一部が基本的な考え方、要するに総論的なことを述べています。第二部に具体的な、昨年でいえば二十九年税制改正の中身について記述し、第三部には検討すべき事項、つまり今後話し合いを要する事項を列挙した構成としています。

実は、第二部の文章については我々政治家は基本的には逐一検討していないのです。というのも、第二部は一か月近くをかけて与党の中で議論して結論を得た二十九年税制改正大綱そのものです。先日国会に提出されましたが、条文を意識したものが大綱に書かれてあります。その中身自体は税調で入念に審議していますけれども、条文に近いものは役所が作成しています。すなわち、我々が最終段階でしっかり議論しているのは第一部と第三部なのです。

第一部に関して申し上げます

と、今年は所得税が最も注目をあびました。とりあえず二十九年度においては配偶者控除の枠を広げました。正確に言えば特別控除の枠を広げて百五十万円までが三十八万、百五十万円超えれば低減していくという、現行の特別控除的なものを入れるというような検討経緯まで少し書き込み、また、来年度改正の話を書く一方で、三十年度改正以降の方向付けもそれなりに書かせていただいたところが一番大きな特徴です。

それから、第一部にも将来的な様々な可能性についても溶け込ませていきます。例えば、金融所得課税の今後のあり方についてある程度の方向性を打ち出しています。それから、第三部の検討事項というのには、ある意味、業界との調整が必要な事項が多々あります。そのような作業は個別事項の審議が始まる前から我々の頭の中にありますし、必要があれば行います。

最終的には大綱決定が昨年の十二月八日でしたが、その十日くらい前から中身について、私と国

税であれば主税局、地方税であれば税務局が相談し、そのうえで少しずつ作成・提出されてきた下書きに、我々が数回手を加えて仕上げていくという作業です。

——なるほど。分業化しているのですね。それと、党税調の中にはいわゆる「インナー」という方がいらっしゃいますが、国税と地方税というような分担をされていますか。

〈宮沢〉 現在、私に加え小委員長が額賀先生、小委員長代理が林先生、最高顧問の野田先生と顧問の高村先生。これがある意味ではインナーのコアとなっています。そして副会長の細田先生と甘利先生に入っていたらインナーを構成していますが、加えて、大綱の書き手として、国税は後藤茂之先生、地方税については石田真敏先生に入っていたれています。

ただ、その時々々の税調会長やインナーの顔ぶれ



の中で、実は作成の過程はかなり違っています。私が経済産業大臣になる前のことですが、野田会長の時に小委員長代理をやった際には、ほとんど私が役所と一緒に文章を書き、それを野田先生や町村先生が少し修正しながら詰めていくというような感じでした。今年で言えば、大筋は税調会長である私が決めて、例えば検討事項の細かい調整とか、この辺は後藤さん

に対処してもらい、概ねそこで文章として完成しています。インナーの先生方で確認されますが特にコメントがあるわけではない、というような感じですね。時々国会とか小委員長、小委員長代理のそれぞれ得意な手法で進められますので、顔ぶれによってかなり作り方は変わってきますね。

——そうした中、今回の二十九年  
度大綱において一番ご苦労された  
部分をお聞かせ願いますか。

〈宮沢〉 税制改正というよりは  
所得税が注目されます。前回の  
二十八年度改正は法人税が中心で  
した。法人税の改正というのは、  
関係する業界が多いので意見をま  
とめる経過というのは大変といえ  
ば大変なのですが、利害関係が  
はっきりしています。大企業であ  
れば経団連、中小企業であれば商  
工会議所とか商工会などが対象  
で、経産省という役所を交えて調  
整をしていきますので、そういつ  
た意味では関係者の数は決して多  
くはありません。

一方、所得税というものは全て  
の人が納税者であるため、利害が



一致する人達がどこかでまとまっ  
ているというケースもなく、幅広  
く国民の方々に影響が出る一方  
で、どこかの団体が意見を集約し  
ているというようなことも多くあ  
りません。しかし法人税について  
は、税調の会議に出席している若  
手議員達の中には、役所や業界、  
企業、時には市町村長さんからの  
様々な陳情を受けて発言する人が  
大変多いのです。これに対して所  
得税というのは案外に陳情を受け  
ておらず、所得税の議論はそん  
な活発にならない。しかし、先程

申し上げましたように国民に影響  
する内容ですから、相当慎重に、  
不測の事態が起こらないように作  
業を進める必要があるため、法人  
税よりはかなり難しい作業だと思  
います。

——この点については税制だけで  
はなく、特に日本の企業における  
家族手当の意味合いを踏まえる  
と、非常にインパクトが大きいも  
のがありますね。例えば、配偶者  
手当等の支給額の見直しの必要性  
とか我々税理士も相談受けること  
があります、そのようなことも  
想定してということでしょうか。

〈宮沢〉 そうですね。百三万の  
「壁」と言われていますけれども、  
配偶者特別控除という制度をかつ  
て導入した時点からその壁は無く  
なっています。日本の企業は配偶  
者手当という名前の手当を実は七  
割前後の企業が支給していて、そ  
のかなりの割合がこの百三万とい  
う数字をひとつの基準にしてい  
る。

例えば共稼ぎのご家庭で、パー  
ト勤務の奥様が百三万以下の収入  
であればご主人は家族手当を満額

受けられるけれども超えた途端に  
ゼロになってしまう、このような  
制度がかなり導入されていて、こ  
れが間違いなく壁になっている。  
百三万自体は税法から算出して  
ますので副次的な意味で壁とい  
うことになってしまっている。それ  
以外に社会保険料の壁というものも  
あるのですが、そういう問題はこ  
の百三万を無くせば消滅するとい  
う訳ではありません。ただ、税制  
を変更すればいずれ社会保障にも  
波及していくだろうということ  
で今回百五十万に引き上げたとい  
う経緯です。

現実問題、パートに出られてい  
る女性の方で、百五十万を超える  
収入を得ている人というのは約  
十五%です。ましてや今回、配偶  
者特別控除を二百一万に引き上げ  
ますが、二百一万を超える方って  
いうのは七%位だと思います。統計  
上、年収が二百一万超える方って  
いうのは相当手に技術を持って  
いらっしゃる、それなりの知識  
がある専門性が高い方です。二  
百万から徐々に減っていくという  
のではなく、その上の四百万とか

五百万台に大きな塊があったりする。ですから、パートで働く方からすると、税の面においての壁はほぼ無くなったと言えるのではないのでしょうか。

——今回の大綱の中に記載されていますが、配偶者控除の上に配偶者特別控除という制度があって、従前から緩和策がとられていると我々税理士は認識していたのですが。やはり百三万というのは、シンボリックな金額として影響があるのでしょうか。

〈宮沢〉 企業の配偶者手当自体の見直しは、経団連とか商工会議所も旗を振ってくださっていますし、今回の引上げを受けて、かなり進んで来るのではないかとこの気はいたします。

——引き続き配偶者控除についてお聞きします。高額所得者についても、配偶者の扶養義務が当然あるわけですが、年収千二百万ぐらいの方が控除を受けられなくなります。この点についてお聞かせください。

〈宮沢〉 いろんな考え方がありますが、結局百三万を百五十万に

広げるということは減税になるわけで、その部分を財源に余裕があるのならそこまでする必要はないのかもしれませんが。しかし、今の財政状況を考えて、やはり税収中立的な観点から判断する必要があり、やはり所得の高い方のところを対象から外すということが一つの選択肢としてあったわけです。

元々、例えば配偶者特別控除についても年収千二百二十万のところ、税法でいうと千万のところでもスパッと無くなってしまっていて、高額所得の方についてそういう制度を導入しないというのは日本にもありません。

諸外国でも基礎控除的なものがあるわけですが、これらについて言えば、ゼロ税率とか税額控除といったような、ある意味では所得の高い方が相対的に有利になるという制度ではなく極めて中立的な制度を導入している国が多いです。一方で日本と同じような所得控除を採用している国であっても、高額所得の方にはその制度を適用しないといった意味で、今ま

での日本のような所得の多い方がほうが税額的に優遇されているという制度をとっている国はあまりないのです。そういうことを考えると、今回一定以上の所得の方について、この配偶者控除を適用しないという判断をしたということです。

——新聞等の報道によると、逆進性の高い所得控除よりも給付、税額控除など様々な検討がなされたと拝見していますが、結果的に今回の大綱に盛り込まれた配偶者控除に落ち着いた経緯、それから今後の夫婦控除や税額控除を含めた検討の可能性や狙いについてお聞かせください。

〈宮沢〉 今回二十九年度の所得税の改正について申し上げますと、報道がかなり先行していた感を受けます。元々政府の税制調査会において所得税について二年間検討していたいただいており、そのいくつかある選択肢の中に、いわゆる夫婦控除という制度が存在していたのです。

正直、政府税調の中で具体的な制度設計まで突っ込んだ議論は全

くされておらず、参議院選挙が終わった後、いよいよ税制改正が近づいてきている中で、私を中心に役所とお盆前後からあらゆる観点で検討を重ねてきましたが、かなり早い段階で、夫婦控除というのは今の段階では無理だよねという結論になりました。

私は、夫婦控除というのは、やれるのであれば決して悪い案ではないと思っています。税制改正大綱に書かせていただきましたけれども、全ての夫婦の所得を税額対象にするとすると正直申し上げます



財源的にはとても足りません。一定の基準を設けて線を引くとすれば財源的にはある程度の枠には収まりますが、例えばその基準を設定するに当たり、今の日本の税制では夫婦の合算所得を全く把握できるような体制になっていない。このような状況の中で夫婦控除というのは、正直いくらなんでも難しいだろうなという結論です。

—— **夫婦の所得を把握する仕組み** になっていない。

〈宮沢〉 はい、なっていないですね。例えば、それぞれ五百万ずつ稼いでいる夫婦がいる、ご主人が一千万で奥さんがゼロという夫婦もいる。では夫婦控除ということであれば、納める税金は同じになっっていないと理屈が通らないわけです。現在確認できる唯一の資料というのは、ご主人が配偶者控除の申請をする際の「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」への記載事項だけなので、ご夫婦の合算所得というものは正確なものとはならないのです。

例えば、前年度の所得をなんと

か申告させてという方法や、いわゆる事業所得と給与所得とを合算させるという手法も方法としてはあり得ます。しかし、事業所得を申告していない方々もいる現状を踏まえると、夫婦の所得の全体像というものはどこも掴まえていない。もちろん将来的にはマイナンバーが多方面に活用されて、夫婦の所得が把握できるかもしれません。それには法律を改正してしっかりとインフラを作っていく必要があるからです。現状では難しいというか、これはちよつと無理だよなという状況の中、報道が先行していました。「今年はどうも夫婦控除が導入されそうだ」とか、「その後の検討により当初と中身が異なるので、自民党がまた方針転換をした」というように。何も決めていなくて何も変えてないのに方針を変更した、というような報道が先行していた状況でしたね。

—— **現場では、先生方がまだ検討段階にある案件でも、マスコミがスクープとして取り上げることはよくあるのですか。**



〈宮沢〉 いえ、今回の所得税、先程申し上げました税務当局と私の二者間の話、これはほとんど洩れませんが、ただし、法人税の租税特別措置のような大きな話になると、水面下で財務省をはじめ関係する官庁といろんなやり取りが行われます。要求をし、それが認められなければこの位でという交渉を経て、荒熟し（あらごなし）された状態で我々のところが上がってくるような案件は、それなりに洩れていることもありますね。

二つ目の質問の税額控除等々というお話ですが、これは税制改正

大綱に三十年代改正以降の話として書かせていただきましたが、基礎控除といったものを見直していくという中で、今回の配偶者控除の見直しは、所得控除といった制度はそのままにして導入していますので、ある意味、収入の多い方のほうが控除額が多いということになる。この辺の問題については基礎控除の見直しの時に、ゼロ税率、税額控除、または所得控除であっても収入の多い方に制限を加えるような形の所得控除といったものを検討していくという方向性は示しており、今年の秋以降に着手しようと考えています。

—— **税理士を何年もやっていて、今の人的控除とか基礎控除を税額控除に変えるというイメージがまだ湧かないのですが、諸外国では結構一般的にされているのでしょうか。**

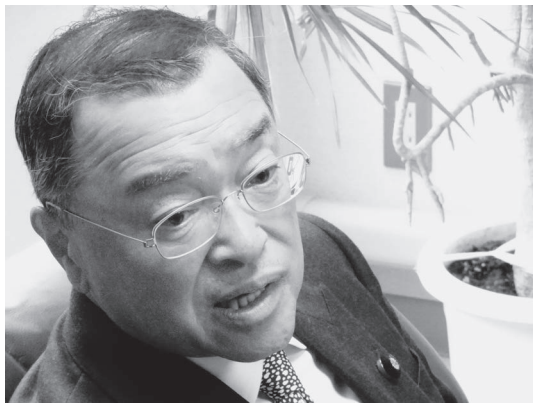
〈宮沢〉 諸外国では、今の日本の配偶者控除や基礎控除のように所得の天井のない所得控除制度というのは極めて例外的です。ヨーロッパですとゼロ税率、フランスはちよつと変わってしましてN分

N乗方式というものを採用していただきます。これは累進税率がきつところになればなるほど、ある意味で所得の高い人が有利になる制度です。相対的にはゼロ税率とか税額控除、アメリカなんかは所得控除だけでも上限の規制が加えられており、そのような制度が一般的ですね。

——今回、配偶者控除が百三万から百五十万になりましたが、社会保険においても百三十万という壁があるのです。年収を百三万以内に抑えて働いている人は、今後は百三十万まで頑張られると思います。また、それを超えて百五十万に到達すると自己負担が十五%位になり、年収が百五十万に増えても手取りは結局一緒になってしまいます。労働者の社会保険加入を義務付けてもらった方が、中小企業の立場としては恩恵があるのかもしれないですね。

〈宮沢〉 この議論は非常に複雑な問題を抱えています。かねてから国民年金だけの人をできるだけ減らし、将来的には厚生年金が受給できる人をもっと増やしたいとい

う議論がありました。いわゆる第一号被保険者と第三号被保険者の問題です。第一号というのはご自身が事業者として働いて国民年金に入り国民健康保険に入っている人。第三号というのは勤め人であるご主人が加入する厚生年金保険（第二号被保険者）に扶養されている奥様。近年、非正規労働の方が増えてきたという大きな流れの中で、無年金あるいは年金の受給金額が少ない人が増えてきて、将来的にはこれが生活保護へとという事態に進展して行きかねません。何とか生活に困らない程度の年金



を受給できる人を増やしていかなければいけないため、昨年十月の健康保険法の改正により、年収百六万円以上の方で従業員五百一人以上の会社で働く方は厚生年金の被保険者となりました。

この基本的な考えは一号被保険者にあるのです。一号の人に、やはりもう少ししっかりした年金に加わってもらおう、一号の人に、国保ではなくて協会けんぽや組合健保に入ってもらおうという国の方針がある中で、これをやった時に、三号の人に不都合が生じてくるとい話です。百三十万の壁にしたって一号の人からすれば大変いい話です。一方、三号の人からいえば、特に医療保険が問題になっていて、ご主人の医療保険に入っていれば（昔は本人と家族で負担が違う、今はみんな三割負担で）、医療が保険の対象となっている。しかし、今度は所得が上がったから自分自身が保険に入らないといけない。そうすると半分とはいえ保険料を自分で負担したうえで、受けられるサービスはご主人の傘の下にいた時と同じだ

と。保険料だけ新たに取られたうえに、プラスアルファのサービスはないというところの問題が非常に大きいと思います。

——所得控除に関して、税理士会の改正要望の中に医療費控除の要望というのがございまして。先程の逆進性の問題と、税理士会としては十万円基準というのを廃止して所得の五%の部分を残してという要望をしています。

それと、一方で我々の業務で申し上げますと来週から確定申告が始まるのですが、領収書をドサッと持って来られるお客さんも沢山いらっしゃいます。事務が非常に煩雑になるとい現状があります。そんな中、医療費控除という制度自体が本当に必要なかどうか、実務上でも大きく軽減されたというケースは希ですので、これはやはり存続するという方向なのではないでしょうか。

〈宮沢〉 正直、税理士会がそういう要望を出されていることを記憶になかったのですが（笑）。税理士会からも私のところに来られて、いろいろの要望をお聞きしま



したけれど、一番強く訴えられていたのが、東日本大震災や阪神大震災などの大規模な災害が発生した時、被災者への税制優遇措置を緊急対応的に行うのではなく、制度として平時から作ってくれという事項が一番大きな要望だったと思います。これは第一段階と位置づけていいと思いますが二十九年度改正で実現をいたしました。

医療費の話は実はあまり承った記憶がなくて。例えば、この控除を残してくれという関係者は結構いらっしやいます。無くしてくれという関係者は実はほとんどいらっしやいません。あるとすれば、財政的な理由のため、それを

無くして税収増を図るということは可能性としてはゼロではありません。一方で、今年からセルフメダイケーション税制のように新たな医療費控除制度を作っているという状況の中で、この医療費控除自体を見直し縮小することなどは、ちよつと現実的ではないのかなと思います。確かに、受け取っている税務署の方もつと大変だという話はよく聞きますね。

——続きまして、先程の医療費控除の計算事務に付随しますが、税制の簡素化が叫ばれている中で、例えば、税理士業界に関連する所得拡大税制、これは安倍政権における重要な税制であり、私たちも支援する制度だと認識しています。実は計算事務が非常に複雑になるのです。五十人とか百人規模の中堅企業になりますと、エクセルの表を従業員が一日かけて計算しなければならぬという複雑な制度なのです。雇用保険の加入の有無や諸事項について一人一人確認する必要があります。会社側でやっていただければいいのですが、顧問料を頂いている関係上、

会社にはお願いしにくいという雰囲気もあります。

その他外国税額控除とか計算事務が非常に複雑になってくる。所得拡大税制については、計算がそこまでややこしいのならば受けなくていいですという会社も希にあつたりします。

——その中で今回の配偶者控除の計算、コンピュータで行えばそんなに時間がかからないのかもしれないですが、非常に複雑な制度になっていますね。例えば九百万〜千万の配偶者控除を三段階に分けるとか。これらについて、今後の改正でご配慮をお願いしたい。我々実務家は思っているのですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

〈宮沢〉 今回の配偶者控除の見直しにおいて、主たる収入を得ている人、ご主人が多いわけですが、高額所得の方は対象としないとしてスパッと切るやり方と、配偶者特別控除のご主人版みたいな形で段階を設けるやり方と、実を申しましてどちらがいいのかと。スパッと切った方が税額計算の面や

制度の簡素化という意味ではないのですが、これにより間違いなく逆転現象が起るわけです。ということを考えて、マトリックスを作る以外ないかなということ、今回三段階になったというのが経緯ですね。

——あそこだけ三段階になって違和感がありますが、恐らく悩まれた結果がそうだったのでしょうね。以前は一千万で切ってありました。

〈宮沢〉 逆転現象が起きないような配慮を加えると複雑になっていくという、ある意味痛し痒しなところがあつたのですが、逆に自分がどこに該当するのかという目測はマトリックスを見ればすぐ分かるので、このくらいはお願いしているのかなという判断でした。

——毎年のように税制改正があつて我々も追従するのが大変な現状の中、計算事務はより複雑になり、あまり簡素化しているように見えないものですから。その点をご配慮いただけたらと思います。

〈宮沢〉 「簡素で公平中立」という表現がありますが、公平中立と



簡素つていうのは、なかなか同じ方向を向いてないケースの方が多いですね。もちろん簡素である方がいいのは間違いないわけですから。今後いろいろ知恵を絞ってやってみます。

——続きまして消費税の件ですが、消費税の延期が平成三十一年十月から予定され、インボイスについても三十五年十月一日から予定されています。消費税の増税というのは極めて政治的な判断で、引上げの時期を慎重に模索された結果だと我々国民も受け取っています。

特にインボイスについては、免税事業者、特に中間業者・下請け業者についてはインボイスの対象にならないように聞いています。諸外国では、そのためにわざわざ免税事業者であるにも関わらず、課税事業者に変更して取引を円滑にする。免税事業者の場合に仕入税額控除が、取引先ができないということでも排除されてしまう弊害がある中で、国の政策として課税事業者を選択するように仕向けているように見えるのですけれども。税理士会としては、そのよ

うな小規模事業者、中間業者、下請け業者が不利にならないような制度をお願いしたいのですが、その点についてはいかがでしょうか。

〈宮沢〉 免税事業者というのも、当初は三千万、現行は一千万ある意味では益税という話が一方でございます。できれば皆さんが課税事業者になっていただくというのが本来あるべき姿だろうと思います。しかし、事務的な煩雑さ等々で課税業者になかなかない方がいらつしやるというのも確かです。今回も免税事業者については相当配慮しました。

恐らく免税事業者も、課税事業者との取引が多い方と、個人の消費者との直接取引が多い方とは、状況がかなり異なってくるのだらうと思います。事業者と取引をされている方にとっては課税転換するということも、一定程度は出てくるかと思っています。

また、もう一つの要素として配慮していますのが、農家とか水産業の方です。基本的に市場を通じて取引においては、市場で売買が成立した後からインボイスの対

象となりますが、その前について言うとも何もなくいいということですので、零細な農業・水産業の事業者は、今回のインボイスの対象からは最初から外してあります。これが今回導入しようとしている制度であり、免税業者の方で課税転換ができる方は、やはりしていきたいと個人的には思います。

——私の事務所では、農家の方や水産事業者の方の確定申告をする機会はほとんどないのですが、ホームページ制作やウェブデザインとか、若いフリーランスの方が最近多いですね。自宅の一室で執筆したりデザインしたりする人。そういう方は、取引した時に先方が課税仕入できないことになると、課税事業者にならないと得ないかなと思っています。ある面、国の政策としてそういうところを狙っているとも感じるのですがいかがでしょうか。

〈宮沢〉 政策として意識しているのではないのですが、今の日本の免税分岐点である一千万は国際的に見ると決して低くなく、むしろ

高い部類に入ります。ヨーロッパではもう少し低い国が多いですね。ドイツ、フランス、イギリスにしてもインボイスという制度を入れながら、免税業者も残っている中で付加価値税を生み出して来ています。結果論ですが、国際的に普通の制度になったのだろうと思っています。ただ、今手元に数字はありませんので正確な数字は申し上げられませんが、日本ほど免税業者の数が多いい国はあまり存在しないだろうと思います。

正直、インボイスの発行自体は



大した手間ではないですから、しっかりと帳簿を付けていただき、事業者番号が付番された請求書を出すというだけの話ですので、決して大きな事務負担が生じるとは思えないし、これは小さな会社といえども大事なことだと思います。

決して政策的に誘導しようとしているわけではないのですが、納税を意識して課税転換される方が増えることが、社会全体から見ると私はいいいことではないかと思えます。

——さて、トランプ大統領が先月就任されて、今後、安倍首相と日米協議が予定されています。TPPについては加盟国十二か国のうちアメリカの貿易額があまりにも大きいため、機能しなくなるのではないかと懸念があり、これについてご見解をお聞きしたいのと、トランプ大統領は法人税を三五%から十五%に減税すると公約に掲げています。パナマ文書の事件もありましたが、アメリカもタックスヘイブンになるのかと税理士としても驚いているところ

ですが、今後の日本の法人税の行く末といえますか、その点についてご見解をお聞きしたいのですが。  
〈宮沢〉 TPPにつきましては、アメリカと日本が加入しない限り発効しないのです。アメリカだけでも実はダメなのです。アメリカが抜けたらもちろんダメだし、日本だけ抜けてもなしという発効規定がありますが、アメリカが今の状況では難しいでしょうね。

——やはり抜けたら発効できないということですか。

〈宮沢〉 いえ、署名はしているのですが、批准をして発効する時期自体に期限はなく無期限です。仮に次の大統領が批准した、それはそれでいい。

ただ今の状況では、なかなか発効することが難しい状況にあると思います。私もその時大臣で当事者でしたから、TPPを通してアジアを中心とした貿易活動を、中国でなく、しっかりとした日米のイニシアティブによりルール作りをするということ、知的財産権なども含め、それらを作り上げたということは大変価値あることでし



たので、早く発効していただきたいと思えますし、今の状況は非常に残念に感じています。

いろんな意味で日米も衝突しましたが、日本が得たものも相当ありません。それが残念ながら実現しないということは、日本の今後の成長戦略の中で見ると、大変大きな駒が一つ抜けてしまったなという思いがします。

ただ一方で、今後二国間でいろいろやりたいという話もございまして、それがどのように動いていくのかということはいくら見てもいかなければいけませんし、さ

らに日本の（ある意味では経済的な）利益からするとTPPよりもEUとの経済連携交渉の方が実は影響が大きいのです。アメリカが日本車にかけている関税は二・五%、ヨーロッパは一〇%かけていますが、日本は輸入する車に関税はかけていません。

このような状況の中、最後の詰めがいいところまで来ています。

実は、日本の農業改革の関係法案をこの通常国会に提出予定ですが、その目処が立つてからでないと日本側がなかなかカードを切りにくいという状況があり対応が少し遅れています。何とか早くEUとの経済連携交渉がまとまること、日本の成長のために大変必要なことですし、また、日本とEUが動き出すということに、アメリカは少なからずプレッシャーを受けざるを得ずから、そのためにもまずEUとの経済連携交渉を早くまとめていくことが、一番大事なことでと思っています。

それから、トランプ大統領の税制改革です。あと三週間後くらいに具体策を出すという話をしてい

ますので、その辺は出てきた時に修正をさせていただけたらと思います。トランプ氏は選挙中に、連邦法人税率を三五%から十五%にして様々な租税特別措置の見直し等を含め、税収中立で実行すると言っています。一方で、法人税減税については与党の共和党もこれまで継続して主張しています

が、共和党も税収中立が前提であるけれども、それではどんなに頑張っても二〇%より下げるのは無理だということを言っているというのが、実は今の状況です。税法について、共和党だけで勝手に税率等を決めてしまうというのは、アメリカの議会においてはあまり例がない。やはり民主党とそれなりの妥協案を講じたうえで、上院下院を通すということをこれまでもやってきています。そうなるべくと民主党が提唱している所得税の減税だとか、その他様々なファクターを一緒にして、法人税だけでなく税制体制の全般について今後議論されていくと思われま。これらを考えますと、では二〇%に落ち着くのか、それ

も難しいのではないのかなと私自身は見えていますし、一方で、アメリカでは州の力が強く、州独自の法人税があることを踏まえますと、日本の実効税率が三〇%切る水準にあるなかで、同盟国と大きく乖離する税率になるとは思われにくい、というのが今の状況じゃないかなと感じています。

—— 関連して NAFTA という協定があつて、アメリカ、メキシコとカナダが加盟しており、最近、トヨタがやり玉に挙げられています。余談になりますが、我々の関与先の多くもタイやメキシコに現地法人がありますが、関税をかける方向なのでしょうか。

〈宮沢〉 一九九四年に NAFTA が発効され以後、アメリカの自動車産業がメキシコやカナダに相当進出しています。同じように日本の自動車産業も、メキシコ・カナダに進出していくようになることは確かです。それで今後、NAFTA の見直しを実施すると言っています。条約から抜けるのは半年前に通告すればいいということらしいので。

—— 簡単に脱退できるのですね。〈宮沢〉 しかし、最もメキシコで製造・生産しているのはアメリカのメーカーです。アメリカのメーカーが一番影響を受けるという状況で、そう簡単にいく話ではないと思います。

例えば、今ゼロにしている関税をお互いに若干ずつ掛け合つて、メキシコに行きやすい環境を少し逆方向にするというようなことはあり得るのかもしれない。

—— 続いて、今回の大綱の検討事項の中でいくつか気になった点をお教えください。

三番目の小規模事業者についてのあり方の検討というものは、法人成り企業に対する課税のバランス、ひとつは所得税・法人税も書いてあるのですが、法人成りして消費税を課税逃れする、そういう部分も入っているように感じました。以前、民主党政権になる前に導入された特殊同族会社の損金不算入の制度をご存じでしょうか。

—— 先生にお越しいただいて研究会を開いていただきました。〈宮沢〉 はいはい。ありました

ね。

—— 導入の時に税理士会としては非常にドキッとしました。個人事業と法人事業で給与所得控除も引かれますし、不公平じゃないかということでも導入されたと思います。確か一、二年で廃止になった制度です。そういう経緯がありましたので、今回検討事項の三番として挙がっていることは、例えば、小規模事業の社長さんの給与所得控除が個人企業では六十五万の控除しかないが、たまたま報酬が高額であった場合は、多額の給与所得控除を受けること



ができる、このようなケースを今後調整していく検討をされるのかなとも考えたのですが。

〈宮沢〉 前段の表現は二十八年度改正とそんなに変わっていないのではないでしょうか。後段は所得税改革だから少し変えていますけれども。基本的な方針としては、株式会社だけではなく様々な形態の法人を含め法人成りをし易くした結果、税制が相当歪んでしまった。個人の事業主がある意味相対的に不利になってしまったという意識はもちろんあるのです。ただし、逆にそういう状況にも関わらず法人成りしないところというのは、社会保険料等を含めてメリツトを感じているわけだから、その辺も全体のバランスを相当考えないとおかしくなってしまう。

仮に今年の暮れに大きな改正をやるかといえば、なかなかそこまで視野には入らない。法人の方は入っていないで個人の方をどうしていくかという話が、今年の秋から暮れには多くなると思います。

ともかく、検討事項においては前の年、要するに二十八年度改正

の検討事項とほぼ同じ文章ということが結構多いのです。特に業界向けの事項は。しかし、変えている箇所は意識して書いていますので、それなりに意志が入っています。――時間も近づきましたので、相続税の申告者数の増加についてお聞かせください。

「税のしるべ」という業界新聞の中で、広島県の申告率の目標値が四%だったのが六%以上になっています。実際に私たちも相続税の申告者が増えています。

当初政府が目標としていた数値より随分高いのです。税理士としては申告数が増えると仕事が増えるので、それ自体文句言う人はいないのですが。数値が上がった理由としては株価が当初見込み額より高くなっていることや、不動産の価格が見込みより高くなったことなど思われぬ風を受けている人がいらっしやると考えますが。

〈宮沢〉 私は当初見込みをあまり記憶していないもので（笑）。ただ、当初どの程度出てくるだろうということを想定しながら制

度を作ったのではなくて、確か三党合意によりまとまった結果だと思えます。民主党政権の最後の法律ですね。その中で、五千万円を三千万円にして千万円を六百万円にするというところで合意をする。それから新たに課税所得金額四千万円超という区分を設け、税率を四五%としました。

逆にいうと、自民党税調ほどの厳密な議論を経ず決めてしまったというのが、あの時の現実だったと思います。もちろん民主党政権の中でそのような話をしていたのかもしれないですが、民主党政権も消費税を上げる上げないで内乱状況になっていました。その中で我々が入られるものはOKを出して決めていったという流れの中で、どの程度の対象増を考えられていたかというのは、正直、コメントできる立場にはありません。

大きな考え方として、麻生内閣の時に作った平成二十一年度の税制改正の附則百四条に書いてある方向性を受けたものなのです。消費税を引き上げる。低所得者対策をする。法人税を引き下げる。所得



税の最高税率を引き上げる。相続税についても課税ベースを広げる。というような事項が書いてある中で、民主党もその流れに乗ってできあがったものです。

もちろん相続税を払わないで済んだら、その方からすればいいのだと思いますけれども、一方で若い人が二千万円でローンを組んで家を買って百六十万の消費税を払っているというこの時世に、一定の相続税の負担をしていただくのは、バランスから言ってもありではないのかなと私は思っています。

——最後になりますが、毎年後援会からお届けいただいている税制改正要望につきまして、こちらの内容に対するご感想と、今後の税理士会に対する期待度といえますか、先生のお考えを聞かせていただけますでしょうか。

〈宮沢〉 もちろん軽減税率の話も承りましたけれども、今回は第一に災害税制基本法の要望でしたね。税務のプロであり日常納税者の方に接していらつしやる皆さんが、経済状況等々を見ながら、様々な税制の改正意見をご提案いただけるというのは大変貴重な機会ですし、ありがたいと思っております。引き続き、三十年代改正についても建設的で多角的な提言をいただければ参考になりますし、大いに期待をしています。

消費税につきましても、軽減税率の導入はかなり高度な政治的判断で決まった制度であり、お気持ちとは分らないわけではないですが、これを違う方向に変えていくことは、現実的に難しいと思っております。できればこの制度が混乱なく実施できるように、皆さんの

力をお借りしなければ難しいところもありますので、是非、前広に用意をしていくように関係者に働きかけていただければありがたいと思っております。

また、制度の中身につきましてもしつかりと、特に外食と食料品の線引きというのはしていますけれども、売る方がかなり巧妙になってきています。先生方には、こういう売り方で食料として扱っている、実はほとんどイートインに近いよ、というような線引きなどをお店の方にご説明いただき、また、我々がなかなか目の届かないところの情報等についてもいろいろ教えていただきまして、しっかりと対応ができるようなご提案をいただければありがたいと考えています。

——以前の物品税の際もトラブルが多かったと聞いています。今後、税務調査においてトラブルが起る比率が高まらなければよいなど少し危惧しています。今日は貴重な機会をいただき誠にありがとうございました。



## 中税政会議等報告

(平成28年10月以降)

- 平28. 10. 25 第1回広報委員会  
機関誌「中国税政連」第49号の校正及び第50号の企画
11. 1 第1回正副会長会・第2回幹事会・第2回委員会連絡会議（合同）  
1 日税政会議等報告  
2 平成28年度運動方針及び予算について 他
11. 10 「中国税政連」第49号の発行
12. 9 第2回広報委員会  
機関誌「中国税政連」第50号の校正及び第51号の企画
- 平29. 1. 5 「中国税政連」第50号の発行
1. 15 第3回総務会・第3回幹事会・第3回委員会連絡会議・第2回  
後援会連絡会議（合同）
1. 23 第1回政策委員会・第1回組織委員会（合同）  
1 各委員会の分掌及び組織率の向上について  
2 単位税政連政策委員会に対するアンケート結果報告 他
2. 9 第2回正副会長会  
1 第49回定期大会の開催日時・場所及び当日行事の検討  
2 組織率の向上について
2. 9 第1回推薦審査会  
1 下関市長選挙（3月12日施行）における推薦依頼について  
2 米子市長選挙（4月16日施行）における推薦依頼について
4. 13 第4回総務会  
1 第49回定期大会の開催日時・場所及び当日行事の検討  
2 下関市長選挙及び米子市長選挙への対応について 他
5. 10 「中国税政連」第51号の発行

## — 後援議員による税務支援会場視察 —

税理士会が確定申告期に行う税務支援事業の実情に理解を求めするため、後援議員に会場視察を依頼している。今年度は、逢沢一郎議員（岡山1区）の視察が実現した。



平成29年2月26日（岡山コンベンションセンター）

逢沢議員には10年前から無料相談会場に毎年公務を縫ってお越しいただいている。31年という長い議員歴から税制にも大変明るく、税理士会の施策を十分に理解されており、視察後はいつも後援会役員と懇談の機会を設けていただくなど、日頃から良好な関係を築いています。

（幹事長 田中一宏）

# 後援会へのご入会について

平成29年5月  
中国税理士政治連盟

後援会対策委員会では、当連盟組織活動方針のもと、税理士による国会議員等の後援会づくりを促進するとともに後援会の育成と拡充強化に取り組んでおり、現在33の後援会が結成されています。

税理士による後援会は、後援議員を国政に送り出すだけでなく、公正な税制の確立とよりよい税務行政への改善に向け、議員に直接はたらきかけを行うなど、税政連活動の根幹として非常に大きな役割を担っています。その活動を支援するため、当委員会では後援会への入会勧奨を実施しています。

つきましては、入会をお考えの後援会がございましたら、本紙の所定事項にご記入の上、このまま中税政事務局（FAX：082-245-8377）までご返送ください。

追って、事務局から参考資料を送付させていただきます。

## ■ 入会を検討中の後援会について（「記入欄」に○印をお付けください。）

<現職>

後援会名	選挙区等	記入欄	後援会名	選挙区等	記入欄
岸田文雄後援会	広島1区		赤沢りょうせい後援会	鳥取2区	
平口 洋後援会	広島2区		細田博之後援会	島根1区	
中川俊直後援会	広島4区		竹下 亘後援会	島根2区	
寺田 稔後援会	広島5区		斉藤鉄夫後援会	比例区	
カメイ静香後援会	広島6区		溝手顕正後援会	参議院広島	
小林史明後援会	広島7区		宮沢洋一後援会	参議院広島	
高村正彦後援会	山口1区		林 芳正後援会	参議院山口	
岸 信夫後援会	山口2区		江島 潔後援会	参議院山口	
河村建夫後援会	山口3区		まいたち昇治後援会	参議院鳥取・島根	
安倍晋三後援会	山口4区		青木一彦後援会	参議院鳥取・島根	
あいさわ一郎後援会	岡山1区		片山さつき後援会	参議院比例	
平沼赳夫後援会	岡山3区		片山虎之助後援会	参議院比例	
橋本 岳後援会	岡山4区		ゆざき英彦後援会	広島県知事	
加藤勝信後援会	岡山5区		村岡嗣政後援会	山口県知事	
石破 茂後援会	鳥取1区		松井一實後援会	広島市長	

<非現職> ※「選挙区等」は前回選挙における出馬選挙区を表示

後援会名	選挙区等	記入欄	後援会名	選挙区等	記入欄
佐藤公治後援会	参議院広島		松本大輔後援会	広島2区	
中尾友昭後援会	下関市長				

## ■ 入会関係書類送付先

■ 氏 名

## 中国税理士政治連盟役員

平成28年9月

役 職 名		氏 名			
会 長		杉 山 文 成			
副 会 長		伊 藤 博 文 伊 桑 尾 添 憲 男	藤 中 秀 幸 松 本 正 福		
総 務 会 長		藤 中 秀 幸			
総 務 副 会 長		海老澤 孝 公			
総 務		伊 藤 博 文 伊 松 重 葉 森 田 灘	定 桑 松 尾 川 杉 金 原 本 添 本 山 孝 正 憲 泰 文	幸 一 福 男 清 成	
幹 事 長		川 本 泰 清			
副 幹 事 長		上 原 博 行 関 場 政 貞 細 木 貞 彦	柳 井 卓 正 中 村 剛 士		
幹 事		唯 山 重 夫 野 口 神 五 師	姫 井 繁 彦 岡 本 倫 明		
委 員 会	政 策 委 員 会	委員長 唯 山 重 夫	副委員長 榎 藤 和 幸 委員 淵 上 勝 伯 委員 浅 野 幹 夫 委員 重 本 泰 德		
	財 務 委 員 会	委員長 姫 井 繁 彦	副委員長 山 本 忠 生 委員 藤 野 照 子		
	組 織 委 員 会	委員長 野 口 厚	副委員長 若 松 繁 夫 委員 影 山 秀 臣		
	広 報 委 員 会	委員長 岡 本 倫 明	副委員長 宮 本 利 光 委員 新 崎 惠 美		
	後 援 会 対 策 委 員 会	委員長 荒 神 五 師	副委員長 矢 尾 井 敏 廣 委員 小 泉 尚 志 委員 森 末 男 昇 委員 小 谷		
会 計 監 事		由 田 至 允 妹 尾 盛 司 岸 篤 彦	毛 利 山 正 行 鶴 田 和 彦		
会 計 責 任 者		姫 井 繁 彦			
推 薦 審 査 会		委員長 藤 中 秀 幸	副委員長 桑 原 一		
		委員 伊 藤 博 文 尾 添 憲 男 杉 山 文 成	松 本 正 福 川 本 泰 清		
顧 問		小 早 川 隆 幸 島 原 保 順 良 久 保 雅 典	国 富 檀 雄 原 田 啓 吾 灘 博 明		
相 談 役		齋 藤 慎 悟 榎 原 清 海 黒 田 昌 弘	石 高 雅 美 牧 田 泰 博		



# 税理士による国会議員等後援会一覧表

平成29年3月13日現在  
(順不同・敬称略)

## ■国会議員 (※選挙区は前回選挙における当選選挙区を示す。)

後援会名	所属政党	選挙区等	事務所			後援会長	幹事長
			〒	住 所	TEL		
税理士による岸田文雄後援会	自民	広島1区	730-0003	広島市中区白島九軒町1-14	082-227-3052	山中 正敏	神田 敏治
税理士による平口 洋後援会	自民	広島2区	730-0051	広島市中区大手町3丁目3-6-202	082-245-1928	原田 啓吾	加賀田佳男
税理士による中川俊直後援会	自民	広島4区	739-0007	東広島市西条土与丸五丁目1-3	082-430-8174	菅川 光彦	高盛富美男
税理士による寺田 稔後援会	自民	広島5区	737-0143	呉市広白石1丁目1-6	0823-74-2177	山田 毅美	福島慎太郎
税理士によるカメイ静香後援会	無所属	広島6区	727-0013	庄原市西本町2丁目11-13	0824-72-4687	古永雅則(代)	青木 照和
税理士による小林史明後援会	自民	広島7区	726-0013	府中市高木町449-4	0847-45-5702	定金 孝幸	占部 圭祐
税理士による高村正彦後援会	自民	山口1区	745-0056	周南市新宿通1丁目17 ジオフビル	0834-21-0425	松永 浩之	松田 明
税理士による岸 信夫後援会	自民	山口2区	740-0017	岩国市今津町1-9-30 錦ビル3F	0827-24-4030	北村 和幸	柳井 卓正
税理士による河村建夫後援会	自民	山口3区	755-0026	宇部市松山町二丁目7-15	0836-31-7950	原田 鉄也	権藤 和幸
税理士による安倍晋三後援会	自民	山口4区	751-0855	下関市稗田西町16-1	083-252-1960	藤井 幸郎	石光 孝英
税理士によるあいさわ一郎後援会	自民	岡山1区	700-0028	岡山市北区絵図町3-15	086-252-3961	重近 實	田中 一宏
税理士による平沼赳夫後援会	自民	岡山3区	708-0023	津山市大手町8-11 大手町ビル3F	0868-22-4019	浅野 幹夫	日笠 肇
税理士による橋本 岳後援会	自民	岡山4区	710-0824	倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館内	086-425-7290	妹尾 盛司	大内 和明
税理士による加藤勝信後援会	自民	岡山5区	714-0081	笠岡市笠岡5106	0865-62-2613	江原 和之	岡本 章
税理士による石破 茂後援会	自民	鳥取1区	680-0846	鳥取市扇町54	0857-22-0525	葉狩 弘一	録澤 哲雄
税理士による赤沢りょうせい後援会	自民	鳥取2区	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	松本 正福	中村 剛士
税理士による細田博之後援会	自民	島根1区	690-0825	松江市学園2丁目18-27	0852-26-1360	矢尾井敏廣	田中 真
税理士による竹下 亘後援会	自民	島根2区	693-0002	出雲市今市町北本町5丁目4-28	0853-21-4030	重本 泰徳	糸賀 巧
税理士による斎藤鉄夫後援会	公明	比例区	732-0811	広島市南区段原2丁目4-16	082-262-1024	大西 龍夫	西山 健三
税理士による溝手顕正後援会	自民	参議院・広島	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-11	082-242-0090	中川 郁夫	岡田 英明
税理士による宮沢洋一後援会	自民	参議院・広島	721-0973	福山市南蔵王町1丁目11-12-101	084-926-0034	齋藤 慎悟	若松 繁夫
税理士による林 芳正後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	
税理士による江島 潔後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	坂井 孝義
税理士によるまいたち昇治後援会	自民	参議院・鳥取島根	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	鶴田 和彦	山本 博敏
税理士による青木一彦後援会	自民	参議院・鳥取島根	693-0014	出雲市武志町1017	0853-21-4539	細木 貞彦	安原 満
税理士による片山さつき後援会	自民	参議院比例	735-0012	安芸郡府中町八幡一丁目4-28	082-284-5714	田村 好孝	椎野 年雅
税理士による片山虎之助後援会	維新	参議院比例	700-0816	岡山市北区富田町1丁目9-19	086-222-5913	国富 檀雄	姫井 繁彦

## ■地方公共団体

税理士によるゆざき英彦後援会	無所属	広島県知事	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-1 平岡ビル2F	082-249-2567	原田 啓吾	海老澤孝公
税理士による村岡嗣政後援会	無所属	山口県知事	740-0017	岩国市今津町1-9-30 錦ビル3F	0827-24-4030	藤中 秀幸	柳井 卓正
税理士による松井一實後援会	無所属	広島市長	730-0002	広島市中区白島中町9-13	082-227-8882	杉山 文成	大場 史郎

## ■非現職 (※「選挙区等」は前回選挙における出馬選挙区を示す。)

税理士による佐藤公治後援会	生活	参議院・広島	722-0014	尾道市新浜2丁目2-21	0848-23-3466	岡村三千男	瀬尾 暁史
税理士による松本大輔後援会	民進	広島2区	730-0801	広島市中区寺町5-20-403	082-296-1123	井上博夫(代)	井上 博夫
税理士による中尾友昭後援会	無所属	下関市長	750-0093	下関市彦島西山町四丁目11-4 南風泊活魚センター2F	083-261-5005	藤上 博之	松井 重人

## 地方選挙への対応について

本年3月12日施行の下関市長選挙及び4月16日施行の米子市長選挙において、各地区税政連から本連盟に対し、次の者の推薦依頼がありました。

- ・ 下関市長選挙立候補者 中尾友昭氏（現職3期目／税理士）
- ・ 米子市長選挙立候補者 伊木隆司氏（新人／税理士・公認会計士）

本連盟では2月9日に推薦審査会を開催し審議した結果、両候補とも推薦基準の要件を充足していること、後援会も設立され税理士への理解が深く、そして、これまで地元経済界への貢献度も高いこと等を理由に、このたび当連盟の推薦候補者と決定いたしました。

### 【参考】中国税理士政治連盟推薦基準

（制定 昭和62年10月8日）

国会議員選挙等における推薦基準は、次のとおりとする。

- 1 公職の候補者の被推薦者は、原則として各選挙区の定員を超えないこと。
- 2 被推薦者は、当選の可能性があり、税理士業界の発展に寄与すると思われる次の各号のいずれかに該当する者であること。
  - (1) 過去において税理士制度の発展に尽力した者及び今後協力が得られると認められる者
  - (2) 税理士会の会員であって、真に税理士たる使命と信念に立脚した者

## — 後援会活動に関する記事を募集しています —

### 広報委員会

中国税政連広報委員会では、機関誌「中国税政連」を企画・編集しており、当連盟の活動状況や国会議員等のコメントを掲載して、5月、11月、1月の年3回、会員の皆様にお届けしています。

また、1月発行の新年号では「後援会だより」のコーナーを設けて、税政連活動の基盤である後援会の活動状況を掲載しているところです。

後援会の設立や定期総会の開催、議員事務所への訪問や確定申告会場の後援議員の視察実現など、様々な後援会活動がありますが、原稿とお写真をいただければその都度各号に掲載いたします。

後援会活動のPRは税政連活動の活性化にもつながります。

皆様からの原稿をお待ちしています。

事業資金は 税理士紹介  
ローン  
マル税ローンに  
ご相談ください。



「顧問税理士」と  
「日本政策金融公庫国民生活事業」が

3つのSで  
バックアップ!

Speedy 迅速な  
対応

Simple 簡単な  
手続き

Satisfy 満足のいく  
条件

税ローンとは、中国税理士協同組合に加入している税理士と日本公庫国民生活事業が連携して、「3つのS」でお客様をバックアップする仕組みです。

中国税理士協同組合  日本政策金融公庫 国民生活事業



中国税理士協同組合

082-245-8377

## サポートメンバー登録申請書

私は下記①～⑤のいずれかに該当しますので、中国税理士協同組合「サポートメンバー」に登録申請します。

※該当する項目に  を付してください。

組合加入種別  組合員  賛助会員（※所属税理士・法人社員等）

① 税理士 VIP 代理店に加入している  
 （生保名： \_\_\_\_\_ 登録年： \_\_\_\_\_）  
 （登録者名（※賛助会員の場合記入）： \_\_\_\_\_）

② 大同生命の税理士代理店に加入している  
 （登録年： \_\_\_\_\_）  
 （登録者名（※賛助会員の場合記入）： \_\_\_\_\_）

③ 税理士報酬等自動振替制度に利用登録している  
 （登録者名（※賛助会員の場合記入）： \_\_\_\_\_）

④ 税理士 DC カード・DC ゴールドカードに加入している  
 ※カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消したものを添付してください。

⑤ 大同生命グループ保険または  
 日本税協連福祉社会生命共済制度「優 You プラン」に加入している

以上、申請並びに当組合から確認させていただくことを承諾いたします。

平成 年 月 日

地域(支部)名 \_\_\_\_\_

登録番号 \_\_\_\_\_

署 名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

### ご 注 意

登録要件の①②③⑤については、当組合で提携各社に加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消した上で、本登録申請書とともにFAXまたは郵送にてお送り願います。登録は賛助会員（所属税理士や法人社員等）でも可能です。ただし、①～③の要件で申請する場合には、事務所の代表者（組合員）名を明記の上、登録申請を行ってください。



## サポートメンバーの ご登録について

中国税理士協同組合（以下、「当組合」という）では、利益貢献度に応じたサービス還元の一環として、当組合への利益貢献の高いと思われる組合員を対象としたサポートメンバーの登録制度を開始しております。

サポートメンバーの登録をいただいた組合員には、当組合主催の研修会受講費用の割引などを始め、各種サービスの還元をしております。

サポートメンバーの登録要件としては、①全税共推進事業にかかる税理士VIP代理店の登録者、②共済会推進事業にかかる大同生命の税理士代理店登録者、③金融事業にかかる税理士報酬等自動振替制度利用者、④共同購買事業にかかる税理士DCカード取得者、⑤福利厚生事業にかかる大同生命グループ保険または日本税協連福社会生命共済制度「優Youプラン」加入者の5項目いずれかに該当されている組合員です。

登録は、各組合員がどの項目に該当するかを自己申告により、申請していただくことによりしておりますので、右記の「サポートメンバー登録申請書」にご記入のうえ、FAXまたは郵送にてご登録をお願い申し上げます。（既にご登録されている方は、再度ご申請いただく必要ございません。）

なお、登録要件の①②③⑤については、当組合で加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消した上で、本登録申請書とともにFAXまたは郵送にてお送り願います。

# 中国税理士協同組合は、 メールマガジンを配信しています！

当組合は、組合員の皆様にお得な情報をタイムリーにお届けすべく、メールマガジンを配信しております。

新刊書籍・DVD、提携施設のご案内等…業務のお役に立つ情報をご登録メールアドレスにお届けいたします。

ぜひ、この機会にメールアドレスをご登録ください。

## 登録方法

- 1 当組合ホームページ (<http://www.chuzeitkyo.or.jp>) にアクセス
- 2 組合員専用ページにログイン



ログイン

ユーザー名  
「kyoudou」  
パスワード  
「kumiai2」  
を入力

- 3 右下「メールマガジン 配信登録」バナーをクリック



※中国会会員専用ページと同一のID・パスワードでも閲覧可能です。

- 4 必要事項（税理士登録番号・組合員名・メールアドレス）を入力し、「確認画面」ボタンをクリック
- 5 確定後、送信ボタンをクリック！

# 中小企業経営者のみなさまへ 国が準備したセーフティネット 安心の材料をご提供します。

取引先の突然の倒産!まさかのときの  
資金調達先は準備していますか?

## 経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

1 売掛金が回収できなくなった。  
資金ショートで連鎖倒産してしまう...



掛金は  
損金もしくは  
必要経費に  
算入できます

「取引先の倒産」と「商取引の  
事実」の確認で迅速に貸付実行。

回収困難となった売掛金(被害額)  
相当の資金を調達できます。  
(最高8,000万円まで)

2

当面の資金繰りに  
役立ち、自社と社  
員を守れます。

自社のリスク  
マネジメントの  
ひとつとして  
お考えください。



経営者ご自身の「現役引退後の生活  
資金」のことをお考えですか?

## 小規模企業共済制度

年金だけでは不十分で、不安がある。  
自分で積み増しするには、どんな  
ものがあるのかな...



掛金は  
全額所得  
控除

1

将来、「廃業」「役員退任」  
等が生じたときに共済金を  
受け取れます。

2

現役引退後の安心した  
生活設計が図れます。



①	費控除	
②	社会保険料控除	
③	小規模企業共済等掛金控除	360000
④	生命保険料控除	

★毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば課税対象所得400万円の方なら、  
約11万円の節税になります。(左図は確定申告書の記載例)

●共済制度の詳細内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

共済制度の運営機関



●中小企業と地域振興をもっとサポート

独立行政法人

中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

お問い合わせ

中国税理士協同組合

TEL(082)246-0088 FAX(082)245-8377

宮沢洋一自民党税制調査会長のインタビューは緊張した。事前に質問項目を提示していたものの、質問をしているうちに、T P Pや社会保障の分野まで話がおよび、あつという間の二時間だった。

経済産業大臣も歴任され、その話の正確さやデータの裏付けなど、その博識に驚いた。特に税制調査会でのインナーの役割やマスコミの対応など、興味深い話がちりばめられているので、是非一読いただきたい。

夫婦控除が実務的な問題から、見送られたことは残念であったが、配偶者控除以外の控除項目について、議員の今年年末からの取り組みの意欲を強く感じた。

税理士会の改正要望への反映を期待する。

岡本 倫明

この原稿の締め切り期限直前に、広島県の染井吉野桜の開花宣言がなされた。元旦からの積算温度が六〇〇℃になるのを目安に開花するとも言われている。桜の開花に合わせて、プロ野球が開幕。年度が替わり、新しい会計年度が始まる。新入社員

が街に溢れる季節ともなり、各所で新たな取り組みが始まる時期でもある。

先般、日税連から、「名義貸し行為の指標」(メルクマール)が示されたことをご承知のことと拝察する。

名義貸しとなる三点の指標が挙げられている。①税理士自らの判断での税務書類の作成 ②税理士自らの業務受任 ③税理士自らの報酬受領で、これに対する参考事例も解説されている。

名義貸し行為は、税理士自身の不正行為であると同時に、にせ税理士を補助することとなることは、ご高承のとおりである。新年度にあたって、今一度、税理士の使命を念頭に置き、自らの業務を鑑みることも悪くないのではないかと考える。

宮本 利光

小泉進次郎・農林部会長ら自民党の若手議員による「二〇二〇年以降の経済財政構想小委員会」は三月二十九日、保育や幼児教育を無償にするための「子ども保険」を創設する提言をまとめた。教育無償化の財源として、現在の社会保険料に上乗せして資金を集める仕組みで、党内に浮上している「教育国債」の対案だ。

小泉氏は二十九日の記者会見で「子どもたちのことを社会全体で支えるというメッセージをしっかりと伝える」と述べ、早期の実現をめざす考えを示した。

「子ども保険」は、「公的年金」や「介護保険」などと同じ保険料を徴収して働く人や企業に負担を求め、社会保険方式を提案している。この方法だと、就学中の子どものいない世帯にとっては負担だけが増えることになり、また、現役世代だけが、負担を負う構造になっているので、「子どもたちのことを社会全体で支える」ことにならない。

「保険料の負担者と給付を得る受益者が一致しない」という、そもそも保険原理から逸脱している点(その本質は所得増税)も問題として指摘されている。

「子ども保険」は先の「教育国債」同様、いくつかの問題点を抱えているが、高齢者の扶養が社会化している現代において、「子どもたちのことを社会全体で支える」べきだという主張には全面的に賛成だ。

新井 要

「聖徳太子」復活。文部科学省が二月十四日に公表した次期学習指導要領の改定案では、人物に親しむ小学校では「聖徳太子(厩戸王)」、史実

を学ぶ中学では「厩戸王(聖徳太子)」に変更する、と発表があった。

確かに歴史は我々が学習していた頃より変わってきているものがある。一例が鎌倉幕府の始まりである。以前は、「いい国(一一九二)つくろう鎌倉幕府」だったのだが、現在は一一八五年になっっている(理由は省略)。

しかし、当初から聖徳太子の変更には疑問があった。文科省はなぜ、千二百年以上も使われてきた聖徳太子の名だけを変えようとするのか。その意図は何なのか。

史実に忠実な名前を教えるように直していくのなら、紫式部や清少納言はどうなるのだろうか。そもそも天皇の名は諡号なので当時の呼び名ではない。聖徳太子虚構説に振り回されているのだろうか。

案の定批判が数多く寄せられたい。国会でも野党の議員が「歴史に対する冒瀆」とまで言って批判した。批判が多かったのだから、結局この案は撤回され「聖徳太子」は復活。

法隆寺や太子町など聖徳太子ゆかりの地の人たちは安堵したようだ。「たいしくん」もさぞかし安堵したことだろう。

長崎 恵美